

## 富山県・石川県の各自治体において、 中間前払金制度の導入が100%になりました！ (新潟県内では弥彦村が導入)

平成24年4月1日から富山県上市町、朝日町及び舟橋村において、また、石川県珠洲市、能登町及び川北町において、新たに中間前払金制度が導入されました。

これにより、富山県内及び石川県内の自治体の中間前払金制度の導入率は100%になりました。

また、新潟県内では、村として初めて、弥彦村において4月から導入されました。

地域の産業や雇用、防災や除雪などを支える建設業者の資金繰りを支援するため、地元の中小建設業者が受注者となることが多い市町村発注工事の自治体に対して、北陸地方整備局建政部では、中間前払金制度の導入を平成21年8月から直接訪問して要請を行ってきました。

要請を開始する前は、16団体の導入であったが、平成24年4月までの約3年で新たに40団体が導入されて、56団体まで進みました【導入率約88%】。

また、昨年8月には総務大臣及び国土交通大臣から地方公共団体に対して、建設企業の資金繰りの円滑化を通じて適切な施工が確保されるよう、「前払金・中間前払金の導入・拡大を図ること」等の所要の措置をとるように要請されております。

なお、平成24年4月1日現在の導入状況は、別添1のとおりです。

北陸地方整備局建政部では、引き続き、新潟県内の未導入の8市町村に対し、要請を継続してまいります。

北陸3県における平成23年度の利用件数は、公共事業費が削減される中で前年度より約10%増加しており、地元建設業者の資金繰りの改善に大きく寄与しています。

平成23年度中の利用実績が多かった自治体(別添2)

(上越市60件、新潟市38件、南魚沼市37件、富山市51件、金沢市67件)

同時発表記者クラブ  
(新潟県)新潟県政記者クラブ  
新県政記者クラブ  
その他・専門紙  
(富山県)富山県政記者クラブ  
その他・専門紙  
(石川県)石川県政記者クラブ  
その他・専門紙

### <本件に関する問い合わせ先>

北陸地方整備局建政部 Tel025-370-6571  
Fax025-280-8746  
建設産業調整官 池田 (内線6112)  
建設業適正契約推進官 長嶋 (内線6119)  
計画・建設産業課 課長補佐 石川 (内線6142)

# 市町村における中間前払金制度の導入状況について

別添1

建設部では、地域の産業や雇用、防災や除雪などを支える建設業の資金繰りを支援するため、管内自治体(64市町村)に対し、中間前払金制度の導入の要請を行っています。平成24年4月1日現在の導入状況は、次のとおりです。

県別	地域別	導入の有無	市町村名	平成20年度以前導入	平成21年度導入	平成22年度導入	平成23年度導入	平成24年度導入	備考		
新潟県【30市町村】 ・19市/20市導入 ・市の導入率 95% ・2町/6町導入 ・1村/4村導入 ・導入率 約73%	下越 (12)	○	新潟市	H20.12.25							
		○	新発田市		H21.5.1						
		○	村上市	H20.7.1							
		○	燕市		H21.4.1						
		○	五泉市				H23.4.1				
		○	阿賀野市	H20.6.1							
		○	胎内市	H20.11.4							
		○	聖籠町				H23.5.1				
		○	弥彦村					H24.4.1			
			阿賀町								
			関川村								
			粟島浦村								
		中越 (14)	○	長岡市			H22.4.1				
			○	三条市		H21.7.1					
	○		柏崎市			H22.12.1					
	○		小千谷市			H22.12.1					
			加茂市								
	○		十日町市			H22.10.1					
	○		見附市			H22.12.1					
	○		魚沼市				H23.4.1				
	○		南魚沼市			H22.4.1					
			田上町								
	出雲崎町										
上越 (3)	○	湯沢町			H22.10.1						
		津南町									
		刈羽村									
佐渡(1)	○	糸魚川市			H22.4.1						
	○	妙高市		H21.4.1							
	○	上越市	H15.8.1								
	○	佐渡市		H21.6.1							
		<b>22</b>	計30団体	5団体	5団体	8団体	3団体	1団体	導入済22団体		
富山県【15市町村】 ・10市/10市導入 ・市の導入率 100% ・4町/4町導入 ・1村は導入 ・導入率 100%達成	東部 (9)	○	富山市		H21.4.1						
		○	魚津市		H21.4.1						
		○	滑川市			H22.4.1					
		○	黒部市			H22.4.1					
		○	舟橋村					H24.4.1			
		○	上市町					H24.4.1			
		○	立山町		H21.6.1						
		○	入善町			H22.7.1					
		○	朝日町					H24.4.1			
	西部 (6)	○	高岡市		H21.4.1						
		○	氷見市			H22.4.1					
		○	砺波市			H22.4.1					
		○	小矢部市			H22.4.1					
		○	南砺市			H22.4.1					
		○	射水市			H22.4.1					
		<b>15</b>	計15団体	0団体	4団体	8団体	0団体	3団体	導入済15団体		
石川県【19市町】 ・11市/11市導入 ・市の導入率 100% ・8町/8町導入 ・導入率 100%達成	加賀 (10)	○	金沢市			H22.4.1					
		○	小松市				H23.4.1				
		○	加賀市				H23.7.1				
		○	かほく市				H23.4.1				
		○	白山市				H23.4.1				
		○	能美市	H20.4.1							
		○	川北町					H24.4.1			
		○	野々市市			H22.4.1					
		○	津幡町			H22.11.1					
		○	内灘町					H23.4.1			
	能登 (9)	○	七尾市					H23.5.1			
		○	輪島市	H21.1.1							
		○	珠洲市						H24.4.1		
		○	羽咋市				H24.1.1				
		○	志賀町				H23.10.1				
		○	宝達志水町				H23.5.10				
		○	中能登町				H23.10.1				
		○	穴水町				H23.5.17				
		○	能登町					H24.4.1			
		<b>19</b>	計19団体	2団体	0団体	3団体	11団体	3団体	導入済19団体		
北陸3県(56市町村/64市町村) 導入率 約88%		<b>56</b>	計64団体	7団体	9団体	19団体	14団体	7団体	導入済56団体		
北陸3県の市(40市/41市) 導入率 約98%				要請前 7団体 導入率 約11%	要請前 16団体 導入率 25%	要請後 35団体 導入率 約55%	要請後 49団体 導入率 約77%	要請後 56団体 導入率 約88%			

## 北陸3県市町村別の中間前払金利用実績【H20~H23】

別添2

発注者名	導入時期	H24.3末	前月比	22年度	21年度	20年度	備考 (請負金額/工期設定)
		件数	件数	件数	件数	件数	
1 上越市	平成15年8月1日	60	5	59	58	57	130万円以上/60日以上
阿賀野市	平成20年6月1日	5	0	2	3	1	500万円以上/150日以上
村上市	平成20年7月1日	15	0	13	14	18	1,000万円以上/150日以上
胎内市	平成20年11月4日	1	0	2	1	0	500万円以上
5 新潟市	平成20年12月25日	38	12	31	42	13	250万円以上
燕市	平成21年4月1日	9	2	5	6	-	500万円以上
妙高市	平成21年4月1日	13	0	10	17	-	50万円以上
新発田市	平成21年5月1日	1	0	1	0	-	300万円超/151日以上
佐渡市	平成21年6月1日	9	1	6	2	-	500万円以上
10 三条市	平成21年7月1日	11	2	15	8	-	300万円以上
長岡市	平成22年4月1日	15	5	11	-	-	200万円以上
南魚沼市	平成22年4月1日	37	0	39	-	-	500万円以上
糸魚川市	平成22年4月1日	7	0	5	-	-	130万円以上
十日町市	平成22年10月1日	3	0	0	-	-	130万円以上★(H23.6.1改正)
15 湯沢町	平成22年10月1日	1	0	0	-	-	300万円以上
柏崎市	平成22年12月1日	3	1	0	-	-	130万円以上
小千谷市	平成22年12月1日	0	0	0	-	-	500万円以上/61日以上
見附市	平成22年12月1日	1	0	0	-	-	200万円以上
五泉市	平成23年4月1日	0	0	-	-	-	300万円以上
20 魚沼市	平成23年4月1日	1	0	-	-	-	500万円以上
21 聖籠町	平成23年5月1日	0	0	-	-	-	300万円以上/150日以上
新潟県内計	21/30市町村 導入率 70%	230	28	199	151	89	
富山市	平成21年4月1日	51	4	54	41	-	200万円以上
高岡市	平成21年4月1日	12	1	15	11	-	200万円以上
魚津市	平成21年4月1日	4	0	3	3	-	200万円以上
立山町	平成21年6月1日	1	0	3	1	-	200万円以上★(H23.4.1改正)
5 氷見市	平成22年4月1日	2	0	3	-	-	100万円以上
滑川市	平成22年4月1日	3	0	1	-	-	100万円以上
黒部市	平成22年4月1日	1	0	2	-	-	200万円以上
砺波市	平成22年4月1日	2	0	1	-	-	200万円以上
小矢部市	平成22年4月1日	5	1	0	-	-	200万円以上
10 南砺市	平成22年4月1日	7	0	4	-	-	200万円以上
射水市	平成22年4月1日	13	0	6	-	-	200万円以上
12 入善町	平成22年7月1日	1	0	3	-	-	200万円以上
富山県内計	12/15市町村 導入率 80%	102	6	95	56	0	
能美市	平成20年4月1日	5	0	9	10	10	300万円以上/90日以上
輪島市	平成21年1月1日	0	0	7	4	0	300万円以上
金沢市	平成22年4月1日	67	9	83	-	-	300万円以上
野々市市	平成22年4月1日	2	0	3	-	-	200万円以上/150日以上
5 津幡町	平成22年11月1日	7	0	1	-	-	300万円以上/90日以上
小松市	平成23年4月1日	11	0	-	-	-	500万円以上
かほく市	平成23年4月1日	2	0	-	-	-	500万円以上
白山市	平成23年4月1日	6	0	-	-	-	300万円以上/120日超
内灘町	平成23年4月1日	2	1	-	-	-	300万円以上/150日以上
10 七尾市	平成23年5月1日	6	1	-	-	-	300万円以上/100日超
宝達志水町	平成23年5月10日	1	0	-	-	-	500万円以上
穴水町	平成23年5月17日	1	0	-	-	-	300万円以上/150日以上
加賀市	平成23年7月1日	1	0	-	-	-	500万円以上/150日以上
中能登町	平成23年10月1日	0	0	-	-	-	500万円以上
15 志賀町	平成23年10月1日	0	0	-	-	-	500万円以上
16 羽咋市	平成24年1月1日	0	0	-	-	-	500万円以上
石川県内計	16/19市町 導入率 約84%	111	11	103	14	10	
49 3県計	49/64市町村 導入率 約77%	443	45	397	221	99	

# 中間前払金制度の導入

【平成24年4月1日現在】

- 中間前払金制度は、建設業者の資金繰りの改善を通じて、地域の産業や雇用、防災や除雪などを支えます。
- 地元の中小建設業者が受注者となることが多い、市町村発注の工事における普及が求められています。
- 利用実績も増加しており、建設業者の資金繰りの改善に大きく寄与しています。

## ＜地方公共団体に対する緊急要請＞

1. 平成20年9月12日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請

8月29日の「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、地域の建設業に対する緊急の対策として、建設業者が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行う必要があるため、「前払金及び中間前払金の適切な運用」等の所要の措置を要請。

2. 平成21年4月3日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請

平成21年度当初予算の成立を受けて、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に進める必要があるため、「前払金及び中間前払金の適切な運用」等の所要の措置を要請。

※ 21年8月から北陸地方整備局が北陸3県の市町村に対して、直接導入要請を開始。

3. 平成23年8月25日付け、総務大臣、国土交通大臣の連名要請

建設工事の元請業者において、施工に必要な資金確保が円滑に行われない場合には、下請負人や労働者に対する不払や支払遅延を招きかねず、適正な施工体制の確保が困難となる結果、公共工事の品質に著しい支障が生じることとなることから、建設企業の資金繰りの円滑化を通じて適正な施工が確保されるよう、「前払金・中間前払金の導入・拡大を図ること」等の所要の措置を要請。

## 【導入した自治体】

H20以前	・上越市(H15.8)
20年度 【6自治体】	・阿賀野市、村上市、胎内市、新潟市 ・能美市、輪島市
21年度 【9自治体】	・燕市、妙高市、新発田市、佐渡市、三条市 ・富山市、高岡市、魚津市、立山町
22年度 【19自治体】	・長岡市、南魚沼市、糸魚川市、十日町市、湯沢町、柏崎市、小千谷市、見附市 ・滑川市、黒部市、水尾市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、入善町、金沢市、野々市市、津幡町
23年度 【14自治体】	・五泉市、魚沼市、聖籠町 ・小松市、かほく市、白山市、内灘町、七尾市、宝達志水町、穴水町、加賀市、中能登町、志賀町、羽咋市
24年度 【7自治体】 H24.4.1現在	・弥彦村 ・上市町、朝日町、舟橋村 ・珠洲市、能登町、川北町

## 【市町村導入率約88%（56市町村／64市町村）】

- ・新潟県約73%（22/30市町村）、市の導入率 95%（19/20市）
- ・富山県100%（15/15市町村）、市の導入率100%（10/10市）
- ・石川県100%（19/19市町）、市の導入率100%（11/11市）

## 【北陸3県自治体の中間前払金保証実績】

（単位：百万円）

年度	件数	請負金額	保証金額
20年度	99	6,116	1,207
21年度	221	12,680	2,517
22年度	397	18,263	3,602
23年度	443	22,124	4,357

※出典 東日本建設業保証(株)新潟支店

# 中間前払金制度

## ● 中間前払金制度とは

公共工事の発注者が、請負者に対し、当初の前払金(請負金額の4割)に加え、工期半ばで請負金額の2割を追加して支払う(＝「中間前払金」)ものであります。必ず、保証会社による保証が付されますので、発注者には貸し倒れのリスクはありません。

中間前払金の請求にあたっては、次の条件にすべて該当することが必要です。

- ① 当初の前払金が支出されていること。
- ② 工期の2分の1を経過していること。
- ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ④ 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。

## ● 発注者のメリット

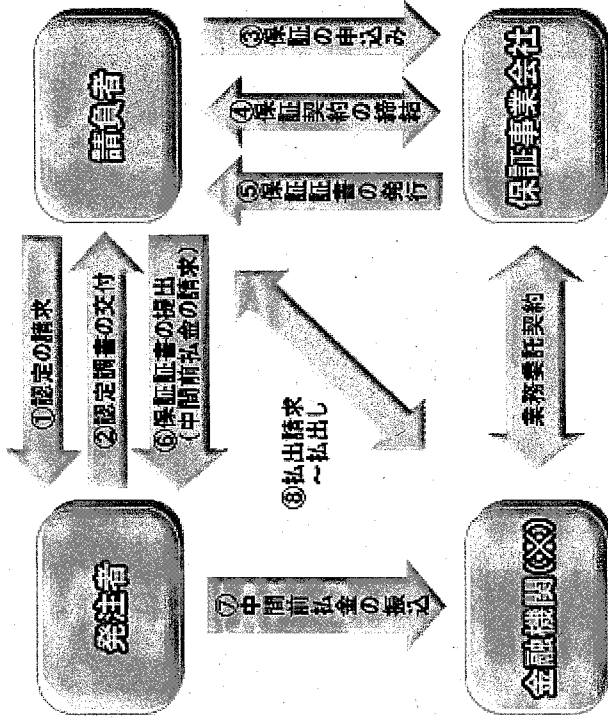
- ① 部分払の際の工事出来高検査の事務手続きが軽減される。
- ② 施工に必要な資金を、適切な時期に支出することにより、**的確な工事の完成**が期待できる。

## ● 請負者のメリット

- ① 部分払であれば必要な**工事出来高検査(現場検査)**が不要となり、工事の一時中断がない。また、提出書類も簡便である。
- ② 中間前払金を利用することにより、**資金繰りが改善**される。
- ③ 保証料は、前払金の保証料に比べて、**極めて安く設定**されている。

【保証料率は一律0.065%】

## ● 中間前払金保証の流れ



(※)保証会社と業務委託契約を締結した金融機関の中から請負者が選択します。

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、次の書類を提出することになります。(流れ図の①です)

- ① 中間前払金認定請求書
- ② 工事履行報告書
- ③ 添付書類

【工事の進捗状況を示した工程表、工事写真(着手前、現況)など、必要に応じて、発注者が定めるもの。】